

令和元年 年末の交通安全県民運動

令和元年12月1日(日)～31日(火)まで

①高齢ドライバーを含む

高齢者と子どもの交通事故防止



高齢者(65歳以上)と子どもの交通事故の特徴は以下のとおりです。それぞれの特徴を理解し、今後の事故防止の参考としてください。

交通事故の特徴(令和元年9月末現在)

- ・交通事故死者の4割以上を高齢者が占める。(47人中22人が高齢者)
- ・死者のうち、歩行中に亡くなられた事故は、約6割を占める。(22人中13人)
- ・高齢ドライバーの事故による死者が増加(死者11人 前年同期比+6人)
- ・5月8日、津市内の県道において幼い命が奪われる交通死亡事故が発生するなど、子ども(中学生以下)の交通事故による死者が増加(死者5人 前年同期比+4人)



②夕暮れ時と夜間の歩行中・

自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時は視界が徐々に悪くなり、歩行者や自転車、車の発見がお互いに遅れます。

歩行者と自転車乗用中の方は
明るい服装と反射材の着用を!!

車を運転中のドライバーは
早めのライト点灯とこまめなハイビーム切替えを!!



自転車は車道が原則*

矢羽根型路面表示は、自転車の通行位置と方向を明示し、自転車の安全な通行を促すものです。

自転車は、矢羽根に沿って車道の左端を通行しましょう。

※普通自転車は歩道を通行できる場合
・道路標識、標示により通行できるとされている場合
・幼児、児童(13歳未満)、70歳以上の者または車道通行に支障がある身体障がい者が運転する場合
・道路工事等のため車道の左側端の通行が困難なとき
・著しく自動車等の交通量が多く、車道幅が狭いため、追越しをしようとする自動車等との接触事故の危険がある場合

③全席シートベルトと

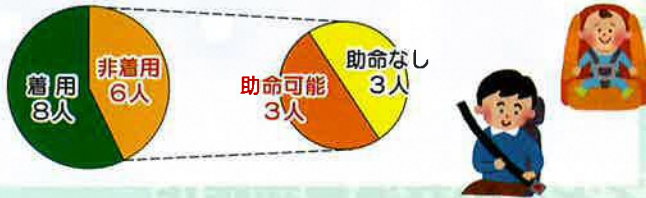
チャイルドシートの正しい着用の徹底

今年9月末までの自動車乗車中の死者14人のうち、シートベルト非着用は6人でした。そのうち、3人はシートベルトを着用していれば助かった可能性があります。

車に乗れば、ドライバーはもちろん、全ての座席でシートベルトを必ず着用してください。

チャイルドシートは子どもの体格にあったものを使用しましょう。

自動車乗車中の死者のシートベルト着用状況(R1年9月末)



④飲酒運転の根絶



昨年と比較すると、飲酒運転による事故は増加しており、今年9月までの飲酒運転による事故は24件発生し、1人の方が亡くなり、33人の方がけがをされました。

年末にかけて飲酒の機会が増えますが、飲酒運転を「しない・させない・許さない」環境づくりに努めましょう。

○飲酒運転の車両への同乗、飲酒運転者への車両提供、酒類提供も処罰の対象となります。

		点数	罰則
酒酔い運転		35	5年以下の懲役、または100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25以上	25	3年以下の懲役、または50万円以下の罰金
	0.15以上	13	

※上記0.25および0.15は、呼気1リットル中のアルコール量(mg)

⑤横断歩道利用者ファースト運動の推進

横断歩道は歩行者優先です

信号機のない横断歩道で歩行者が横断しようとしているときに、車が一時停止しているかについて今年(令和元年)JAFが調査したところ、一時停止している車の割合は全国平均17.1%、滋賀県は全国平均を下回る11.3%でした。

道路交通法では、「横断歩道は歩行者優先」を交通ルールとして定めています。

ドライバーの方は、信号機のない横断歩道を通過するとき、歩行者がいれば、しっかりと確認し、歩行者がいれば車を止め、横断しようとしている方に道を譲りましょう。

また、歩行者の方は左右の安全確認や、ドライバーに対して手を挙げるなどの意思表示をし、必ず車が止まった後に横断を始めましょう。



⑥「あおり運転」「ながら運転」の防止

「あおり運転」は重大な交通事故につながる悪質・危険な行為です。

車を運転するときは、周りの車の動きなどに注意し、安全な速度での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にやめましょう。

また、「あおり運転」をされたドライバーは、サービスエリア等、交通事故に遭わない場所へ避難後、ためらうことなく110番通報し、ドアはしっかりロックしましょう。

12月1日から道路交通法の一部改正により「ながら運転」が厳罰化される事態を重く受け止め、運転に集中しましょう。

		違反点	罰則		
携帯電話使用等	保持	3点	6月以下の懲役または10万円以下の罰金	反則金	大型車 2万5000円
	交通の危険	6点	1年以下の懲役または30万円以下の罰金		普通車 1万8000円
				保持	二輪車 1万5000円
					原付車 1万2000円